

岩手県病害虫総合防除計画（概要版）

国の動き・背景
<p>○策定の趣旨：</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加に伴う、有害動植物の侵入まん延リスクの高まりや化学農薬の低減等による環境負荷低減が国際的な課題となっていることに加え、国内では薬剤抵抗性が発達した有害動植物が発生するなど、発生の予防を含めた防除の普及が急務。 このような状況を踏まえ、国では、植物防疫法の一部を改正する法律を令和4年5月に公布（令和5年4月1日施行）。 改正後の植物防疫法（以下「法」という。）第22条の2第1項の規定の例に基づき、令和4年11月に農林水産大臣が、「指定有害動植物^{※1}の総合防除を推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」を定めたところ。 また、法第22条の3第1項に基づき、都道府県知事は、基本指針に即して、かつ、地域の実情に応じて、指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画（以下「総合防除計画」という。）を定めるものとされた。 <p>※1 指定有害動植物： 有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。</p> <p>○総合防除計画で定める事項（法第23条の3第2項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容 第24条第1項に規程する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項 その他必要な事項

県の計画																			
1 策定の趣旨	同左																		
2 本計画の位置づけ	本計画は、法の第22条の3第1項の規定に基づく県の総合防除計画として位置づける。																		
3 計画期間	国は、少なくとも5年ごとに基本指針に再検討を加え、必要があると認めるときは変更するとしていることから、本計画は、国の見直しを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。																		
4 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項	<p>(1) 病害虫等の発生生態に応じた効果的・効率的防除の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 予察情報等の内容充実と情報提供の迅速化 農業者に対する防除に関する知識習得と定着を支援 予察情報に基づく適期防除のため、受託防除の推進など産地の防除体制を強化 <p>(2) 環境にやさしい総合防除の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 病害虫等の発生の予防に重きを置くとともに、病害虫等の発生を予測し、発生状況に応じて必要な防除措置を講じる「総合防除」を推進 <p>(3) 農薬の適正使用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 農薬使用者に対し、農薬の取扱いに関する基本的事項の遵守、人、動植物の危被害未然防止、環境保全への配慮の指導を徹底し、農薬適正使用を推進 																		
5 指定有害動植物の種類ごとの具体的な総合防除の内容	<p>(1) 品目共通の取組事項（総論）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 病害虫等の発生生態に応じた効果的・効率的防除の推進 イ 環境にやさしい総合防除の推進 病害虫の発生生態の解明と総合防除技術の開発・普及 ウ 農薬の適正使用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ア 農薬適正使用指導及び適正管理に係る指導 <ul style="list-style-type: none"> イ 蜜蜂への危被害防止指導 ウ 無人航空機による農薬の空中散布の危被害防止と安全運航指導 エ 住宅地等での農薬使用における配慮 オ 短期暴露評価の導入に対する対応 カ 産直組織に対する農薬適正使用指導の徹底 <p>(2) 品目ごとの取組事項（各論）</p> <p>品目ごとの指定有害動植物の総合防除に資する個別の技術は別表2に示す。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption>別表1 農林水産大臣の指定する指定有害動植物のうち本計画の総合防除の対象とする指定有害動植物</caption> <thead> <tr> <th>作物名</th> <th>指定有害動植物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作物共通</td> <td>オオタバコガ、コナガ等</td> </tr> <tr> <td>水稲</td> <td>斑点米カメムシ類、いもち病等</td> </tr> <tr> <td>麦</td> <td>赤かび病、さび病類</td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td>アブラムシ類、紫斑病等</td> </tr> <tr> <td>キャベツ</td> <td>モンシロチョウ</td> </tr> <tr> <td>きゅうり</td> <td>アブラムシ類、うどんこ病、炭疽病等</td> </tr> <tr> <td>ねぎ</td> <td>ネギコガ、黒斑病、さび病等</td> </tr> <tr> <td>りんご</td> <td>シンクイムシ類、黒星病、斑点落葉病等</td> </tr> </tbody> </table>	作物名	指定有害動植物	作物共通	オオタバコガ、コナガ等	水稲	斑点米カメムシ類、いもち病等	麦	赤かび病、さび病類	大豆	アブラムシ類、紫斑病等	キャベツ	モンシロチョウ	きゅうり	アブラムシ類、うどんこ病、炭疽病等	ねぎ	ネギコガ、黒斑病、さび病等	りんご	シンクイムシ類、黒星病、斑点落葉病等
作物名	指定有害動植物																		
作物共通	オオタバコガ、コナガ等																		
水稲	斑点米カメムシ類、いもち病等																		
麦	赤かび病、さび病類																		
大豆	アブラムシ類、紫斑病等																		
キャベツ	モンシロチョウ																		
きゅうり	アブラムシ類、うどんこ病、炭疽病等																		
ねぎ	ネギコガ、黒斑病、さび病等																		
りんご	シンクイムシ類、黒星病、斑点落葉病等																		
6 農林水産大臣が異常発生時の防除を指示した場合における措置の内容及び実施体制	<p>(1) 異常発生時の措置の内容（取り組むべき基本的事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 イ 被害株や被害果のほか、発生源となり得る作物残渣の除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。 ウ 早期収穫する。 エ 次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草防除、土壌消毒等）を徹底する。 <p>(2) 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 県 <ul style="list-style-type: none"> ア 農業普及技術課：連携会議の開催による情報共有、異常発生時防除に関する内容の告示 イ 病害虫防除所：全県の発生状況の把握、防除対策の周知、防除指導 ウ 農業改良普及センター：管内の発生状況の把握・防除指導 エ 農業研究センター：防除指導に対する助言 イ 市町村 発生状況調査や農業者への防除対策周知への協力 ウ 関係団体 病害虫防除の推進に係る事業への協力、農業者等への指導助言 																		
7 効率的な防除指導を行うための実施体制及び市町村、関係団体、農業者との連携	<p>(1) 実施体制</p> <p>県、市町村及び関係団体は、それぞれの役割のもと、相互に密接な連携を図る。</p> <p>(2) 役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 県 市町村、関係団体と相互に情報共有し病害虫の発生状況を的確に把握、発生子察情報等の迅速な提供、農業者等への適時・適切な防除指導、環境負荷低減防除技術の開発・普及 イ 市町村 <ul style="list-style-type: none"> ア 市町村防除計画の作成 イ 市町村防除計画に基づく防除の実施状況の報告 ウ ホームページや広報等による農業者への総合防除の内容の周知、効果的・効率的な防除の推進 ウ 関係団体 効果的な病害虫防除の推進に係る事業への協力、農業者等への指導・助言 エ 農業者 <ul style="list-style-type: none"> ア 自ら栽培する農産物の安定生産を図り、周辺ほ場や地域への指定有害動植物のまん延を防止するため、総合防除の実施に努める。 イ 県や関係機関等が開催する総合防除の内容に関する研修会等へ参加する等、地域の指定有害動植物の総合防除に必要な情報収集等に取り組むことにより、総合防除の内容に関する理解醸成や、自らの取組状況の検証等に努める。 																		
8 その他必要な事項	<p>(1) 関係法令等</p> <p>植物防疫法、基本指針、農薬取締法</p> <p>(2) その他</p> <p>国の農作物有害動植物実施要綱に基づき策定していた岩手県農作物病害虫・雑草防除指針については、今回の法の改正に伴い、その内容の一部を本計画に盛り込むほか、具体的な技術の内容は、病害虫・雑草の防除に関する技術資料として別途作成する。</p>																		